



産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 6日

埼玉県知事
大野元裕 殿

提出者

住 所 埼玉県行田市栄町5-3
氏 名 サイカン工業株式会社
代表取締役 清水貞一
電話番号 048-553-0111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	サイカン工業株式会社
事業場の所在地	行田市栄町5番3号
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	前年度売上高 27億円
③従業員数	109人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・がれき類 (アスファルト・コンクリート塊) 再生処理業者に委託して再生骨材として再資源化 ・金属くず・木くず・汚泥 処理業者 (再生) へ委託 (再生後は原料として再資源化) ・廃プラスチック類 処理業者 (RPF製造) へ委託 (処理後は燃料として再資源化) 処理業者 (焼却) へ委託 (処理後の燃え殻は最終処分) ・建設系混廃・混合・混合廃棄物・蛍光灯・ランプ (水銀製品) 廃電池類 処理業者へ委託 (選別、再生後原材料として再資源化及び最終処分) ・石綿含有 処理業者へ委託 (埋立処分)・

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
<p>(管理体制図)</p> <p>■廃棄物管理委員会 廃棄物の発生抑制、再生、適正処理等を計画的に進める上で必要な事項を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 委員長：工事事業部長・ 構成委員 廃棄物処理総括責任者：環境推進委員(産業廃棄物管理責任者、処理計画作成、委託業者選定、委託契約締結) 廃棄物管理担当リーダー：各チームリーダー(マニフェストの交付・管理等) <p>委員長 (工事事業部長)</p> <p>↓</p> <p>産業廃棄物管理責任者 (環境推進委員)</p> <p>↓</p> <p>廃棄物管理担当リーダー (各チームリーダー)</p>			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度(2年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別表	別表
	排出量	別表	別表
	(これまでに実施した取組) 工程の改善(アスファルト) ・ 無駄な掘削を減らすことで、アスファルト塊を出さない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別表	別表
	排出量	別表	別表
	(今後実施する予定の取組) 上記に加え、可能な範囲で掘削幅を減らす。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ がれき類(コンクリート塊、アスファルト塊)は分別するとともに、他の廃棄物に混入しないように確実に分別を実施。		
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 上記に加え、金属くず、木くず、廃プラについても、分別を実施。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組) なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組) なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	—
(これまでに実施した取組) なし。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	—
(今後実施する予定の取組) なし。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組) なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組) なし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別表	別表
	全処理委託量	別表	別表
	優良認定処理業者への処理委託量	別表	別表
	再生利用業者への処理委託量	別表	別表
	認定熱回収業者への処理委託量	別表	別表
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別表	別表
	(これまでに実施した取組) ・再生利用可能なものは、再生利用業者へ委託している。 ・ manifestsによる最終処分の確認を徹底するとともに、必要に応じて現地確認を行い、処理業者に問題がなく、適正処理されていることを確認している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別表	別表
	全処理委託量	別表	別表
	優良認定処理業者への 処理委託量	別表	別表
	再生利用業者への 処理委託量	別表	別表
	認定熱回収業者への 処理委託量	別表	別表
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別表	別表
	(今後実施する予定の取組) ・ 可能な限り、再生利用業者へ委託する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別表

産業廃棄物の種類	産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
がれき類	5925.5	5807.0	-	-	-	-	-	-
建設系混合廃棄物	256.88	251.74						
金属くず	18.830	18.450	-	-	-	-	-	-
廃プラスチック類	18.070	17.700	-	-	-	-	-	-
汚泥	215.71	211.39	-	-	-	-	-	-
廃電池類	0.083	0.081						
混合廃棄物(金属くず・廃プラ・木くず)	3.96	3.88	-	-	-	-	-	-
廃アルカリ	0.014	0.013	-	-	-	-	-	-

産業廃棄物の種類	産業廃棄物の処理の委託に関する事項						計画			
	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の処理委託量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の処理委託量
がれき類	5925.5	0.0 t	5925.5	0.0 t	0.0 t	5807.0	0.0 t	5807.0	0.0 t	0.0 t
建設系混合廃棄物	256.88		256.88			251.74		251.74		
金属くず	18.830	0.0 t	18.830	0.0 t	0.0 t	18.450	0.0 t	18.450	0.0 t	0.0 t
廃プラスチック類	18.070	0.0 t	18.070	0.0 t	0.0 t	17.700	0.0 t	17.700	0.0 t	0.0 t
汚泥	215.71	0.0 t	215.71	0.0 t	0.0 t	211.39	0.0 t	211.39	0.0 t	0.0 t
廃電池類	0.083	0.0 t	0.083			0.081		0.081		
混合廃棄物(金属くず・廃プラ・木くず)	3.96	0.0 t	3.96	0.0 t	0.0 t	3.88	0.0 t	3.88	0.0 t	0.0 t
廃アルカリ	0.014		0.014			0.013		0.013		